

事務連絡  
令和5年5月2日

保護者の皆さま

四條畷市子ども未来部  
子ども政策課長

## 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の 基本的な感染対策の考え方について

平素は、本市の教育・保育行政にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。  
また、新型コロナウイルス感染症対策に長きにわたりご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、本年5月8日から感染症法上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更される予定です。

このため、国が示す本年5月8日以降の基本的な感染対策の考え方についてお知らせしますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1 新型コロナウイルス感染症に感染した場合

##### (1) 外出を控えることが推奨される期間

- ・特に発症後5日間が他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を0日目（※1）として5日間は外出を控えること、かつ、
- ・5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ること

（※1）無症状の場合は検体採取日を0日目とします。

●出席停止期間：発症から5日間経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで

##### (2) 周りの方への配慮

10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がけましょう。

#### 2 濃厚接触者の取扱い

令和5年5月8日以降は、新型コロナ患者の濃厚接触者として特定されることはありません。また、濃厚接触者として法律に基づく外出自粛は求められません。